松本市告示第４９３号

松本市小中学校校外活動支援事業実施要綱を次のとおり定める。

令和８年１１月２日

松本市長　臥雲　義尚

# 松本市小中学校校外活動支援事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、松本市立小学校又は中学校が実施する修学旅行その他校外活動（以下「校外活動」という。）に参加する児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者の負担軽減を図るため、小中学校校外活動支援金（以下「支援金」という。）を支給することに関して必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第２条　支援金の支給対象者は、対象となる校外活動の実施日時点で、松本市立小学校に在籍する４年生から６年生までの児童及び松本市立中学校に在籍する１年生から３年生までの生徒の保護者とする。

（支給対象となる校外活動）

第３条　支援金の支給対象となる校外活動は、次の各号のいずれかに掲げる費用（以下「支給対象経費」という。）が発生するものとする。

⑴　児童生徒が校外活動に参加するために直接必要な公共交通機関（バス、電車、新幹線等）の利用料金

⑵　児童生徒が校外活動に参加するために直接必要な私的交通機関（タクシー、貸切バス等）の利用料金その他の市長が前号に準じるものとして認める費用（添乗員に係る費用、有料道路通行料等を含む。）

⑶　校外活動の実施中止に伴う前２号に規定する費用に係る違約金及びキャンセル料

（支援金の支給額等）

第４条　支援金の額は、支給対象経費と同額とし、１年度における児童生徒１人当たりの支給限度額は、別表に掲げる額とする。ただし、次条第４項の規定による申請を行う日時点で、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する要綱によって支給された額のうち前条各号に規定する費用に相当する額を控除した額を支給するものとする。

⑴　支援金の支給対象となる校外活動の実施日が属する年度（以下「活動実施年度」という。）に、松本市立小、中学校等特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成５年告示第２５９号）に規定する校外活動費又は修学旅行費の支給を受けたもの

⑵　活動実施年度に、松本市就学援助費支給要綱（平成５年告示第２６０号）に規定する校外活動費

又は修学旅行費の支給を受けたもの

２　支援金の支給を受けることができる回数は児童生徒１人当たり１年度につき１回とし、支給を受けることができる校外活動の種類は１年度につき１種類とする。

３　前２項の規定により修学旅行以外の校外活動に係る支援金の額を算定するときは、複数の校外活動に係る支給対象経費を合算することができるものとする。

（支援金の支給の申込み等）

第５条　市長は、第２条に規定する支給対象者に対し、活動実施年度における支援金の支給の申込み並びに支給対象者が支援金の支給の申請、請求及び受領の権限を児童生徒の在籍する小学校又は中学校の校長（以下「学校長」という。）に委任すること（以下「学校長への委任」という。）に係る確認を行う。

２　支給対象者は、前項の申込み及び確認を受けたときは、前項の申込み及び確認を受けた日から起算して１５日以内に、松本市小中学校校外活動支援金に係る受給・委任拒否届出書（様式第１号）により、当該年度の支援金の給付又は学校長への委任を拒否することができる。

３　前項の規定による届出を行わない者は、支援金の給付及び学校長への委任に同意したものとみなす。この場合において、当該委任は、当該者に係る児童生徒が転校、退学、除籍、卒業等により当該学校に在籍しなくなった日又は市長が支給対象者からの委任解除に係る届出を受理した日をもって終了する。

４　前３項の規定により委任を受けた学校長（以下「受任者」という。）又は第２項の規定により学校長への委任を拒否した支援金の支給を受けようとする支給対象者（以下「支給申請者」という。）は、松本市小中学校校外活動支援金支給申請書（様式第２号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　校外活動に参加した（第８条第２項に規定する概算払を請求するときは、参加する予定である）児童生徒が分かる書類

⑵　校外活動において第３条各号に掲げる費用が発生した（第８条第２項に規定する概算払を請求するときは、発生する予定である）ことが分かる書類

⑶　その他市長が必要と認める書類

（支給の決定）

第６条　市長は、前条第４項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、松本市小中学校校外活動支援金支給決定通知書（様式第３号）により受任者又は支給申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第７条　支給決定の通知を受けた受任者又は支給金の支給決定を受けた支給申請者（以下「支給決定者等」という。）は、第５条第４項の規定による申請の内容を変更しようとするときは、遅滞なく、松本市小中学校校外活動支援金変更支給申請書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、松本市小中学校校外活動支援金変更支給決定通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（支援金の請求等）

第８条　支給決定者等は、支援金の支給を請求しようとするときは、活動実施年度の末日までに、松本市小中学校校外活動支援金支給請求書（様式第６号）を市長に提出するものとする。

２　支給決定者等は、支給の決定（前条第１項の規定による申請を行ったときは、変更支給決定）の通知を受けた後、校外活動が完了する前に、支給決定額の概算払を請求することができる。この場合において、支給決定者等は、松本市小中学校校外活動支援金概算払申請書兼請求書（様式第７号）を市長に提出するものとする。

（受任者の責務）

第９条　受任者は、支給を受けた支援金を校外活動の実施を目的とする会計に収入し、校外活動に要する経費として支出しなければならない。

２　受任者は、支援金に係る収入及び支出についての帳簿を備え、領収書等の証拠書類とともに整備した上で適切に保存しなければならない。

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、告示の日から施行し、令和８年４月１日以後の校外活動に係るものから適用する。

別表（第４条関係）

| 学校 | 校外活動の種類 | 児童生徒１人当たりの支給限度額 |
|---|---|---|
| 小学校 | 修学旅行 | ３，０００円 |
| | 修学旅行以外の校外活動 | １，０００円 |
| 中学校 | 修学旅行 | １０，０００円 |
| | 修学旅行以外の校外活動 | １，５００円 |